

九州大学植物フロンティア研究センター キャリアアドバイザー 倫理規定

【目的及び趣旨】

九州大学植物フロンティア研究センター キャリア相談支援室（以下、当支援室と表記する）におけるキャリア面談は、「植物フロンティア研究センターに所属するすべての構成員のキャリア全般に関するよろず相談を受けること」を目的とする。キャリアアドバイザーの職務は、相談者のキャリア形成上の課題や問題の解決を支援し、ひいては九州大学および社会の発展に寄与することである。その使命を果たすための基本的事項を「九州大学植物フロンティア研究センター キャリアアドバイザー 倫理規定」として定める。

当支援室のキャリアアドバイザーは本倫理規定を遵守するとともに、誠実な態度と責任をもって、その使命の遂行のために職務に励むものとする。

【遵守事項】

第1項 基本的姿勢・態度

- ① キャリアアドバイザーは、キャリア面談を行うにあたり、人間尊重を基本理念とし、個の尊厳を侵してはならない。
- ② 差別の禁止
キャリアアドバイザーは、相談者を国籍・性別・年齢・宗教・信条・心身の障害・社会的身分等により差別してはならない。
- ③ 守秘義務
キャリアアドバイザーは、キャリア面談を通じて、職務上知り得た事実、資料、情報について守秘義務を負う。但し、相談者の身体・生命の危険が察知される場合、又は法律に定めのある場合等は、この限りではない。

第2項 職務遂行上の行動規範

- ① 任務の範囲
キャリアアドバイザーは、キャリア面談を行うにあたり、自己の専門性の範囲を自覚し、専門性の範囲を超える業務、及び明らかに自己の能力を超える業務の依頼を引き受けてはならない。
キャリアアドバイザーは、必要に応じて他の分野・領域の専門家の協力を求めるなど相談者の利益のために、最大の努力をしなければならない。
- ② 相談者の自己決定権の尊重
キャリアアドバイザーは、キャリア面談を実施するにあたり、相談者の自己決定権を尊重しなければならない。
- ③ 相談者との関係
キャリアアドバイザーは、相談者との間に様々なハラスメントが起こらないように配慮しなければならない。また、相談者との多重関係を避けるよう努めなければならない。
- ④ 組織との関係
キャリアアドバイザーは、キャリア面談を行うにあたり、相談者に対する支援だけでは解決できない環境の問題や、相談者の利益を損なう問題等を発見した場合には、相談者の了解を得て、組織への問題の報告、指摘・改善提案等の環境への働きかけに努めなければならない。

【違反行為に対する措置】

本規定に違反すると認められた場合は、キャリアアドバイザーの解任の処置を行うよう検討する。

以上